年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 26 件

国民年金関係 17件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 11 月から 47 年 3 月までの期間及び 48 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から47年3月まで

② 昭和48年7月

私が居住していたA町には隣組の組織があり、交替で組長になっていた。 組長は、年に数回定期的に国民年金保険料を集金していた。

その組長に自分と妻の保険料を一緒に納付していた。納付記録を見ると妻は保険料納付済みとなっているのに、自分のみが未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ5か月及び1か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への加入手続も適切に行われているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料を申立人と一緒に納付組織を通して納付していたとする申立人の妻は、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されており、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、平成2年4月に申立人の 国民年金の加入記録が申立期間を含め 18 か所訂正されていることが確認でき ることから、申立期間①及び②当時、申立人の国民年金の記録が適切に管理さ れていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 46 年 11 月から 47 年 3 月までの期間及び 48 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間及び同年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで

② 平成4年5月から同年9月まで

私は、昭和 44 年3月にA市役所を退職して同年4月に国民年金へ任意加入手続を行い、国民年金保険料は元夫が納付してくれていた。

また、昭和 62 年 5 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、自分で 国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していた。

国民年金保険料は、納付書により、銀行、郵便局又はA市役所窓口で納付していた。

私は、納付すべきことは確実に済ませている自信があり、未納期間があることを知り信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年4月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民 年金加入期間について保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年 金への切替手続についても適切に行っている。

また、社会保険庁の記録により納付日が確認できる平成9年4月から 12 年 4月までの国民年金保険料は、ほぼ現年度内に納付されており、申立人の国民 年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は 12 か月及び5か月と比較的短期間であり、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金は、母が国民年金制度発足当初に加入手続をして保険料を納付してくれていたと思う。その母は既に死亡しており、私は国民年金の加入、保険料の納付に関与していないので、その具体的な状況は分からないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足前の昭和 36 年 3 月 20 日に払い出されており、申立期間直後の 38 年 4 月から 41 年 12 月までの申立人の国民年金保険料が納付(昭和 38 年 10 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料は、厚生年金保険被保険者期間と重複のため 42 年 5 月に還付)されていることが確認でき、申立人は、60 歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金制度発足当初に申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、5年年金制度が創設された時期に自身も5年年金に加入し保険料を完納しており、申立人の母親の年金制度に関する理解は深く、納付意識も高かったものと考えられることから、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行った直後の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から39年3月まで

② 昭和44年4月から同年12月まで

社会保険事務所において国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立 期間の保険料が未納とされていた。

結婚するまでは、母親が私の国民年金保険料を納付していたが、結婚後は 妻が毎月、夫婦二人分の保険料を納付してきた。妻の国民年金保険料が納 付済みとされながら、私の保険料が未納とされていることに納得できない。 調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 38 年 12 月から 39 年 2 月までの期間については、 申立人が所持する国民年金手帳、A市が保管する国民年金被保険者記録票等から、申立人は、38 年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、39 年 3 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、当該期間については、 国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料は納付することができなかった ものと考えられるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和 39 年3月については、申立人は同年3月1日に国民年金の被保険者資格を再取得しており、かつ、申立人の妻は同月の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人の妻が申立人の国民年金保険料と併せて納付していたものと考えるのが自然である。

申立期間②については、当該期間の妻の国民年金保険料は納付済みとされているものの、申立人は、申立期間直前の昭和43年4月から44年3月までの期

間について、自身のみ国民年金保険料の申請免除の承認を受けていることが確認でき、当時、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立内容とは相違している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻の記憶は明確でなく、保険料の納付状況が不明であるとともに、申立人の妻が、昭和 38 年 3 月を除く申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和39年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から57年9月まで

昭和 57 年 12 月 10 日に申立期間の国民年金保険料である十数万円が還付されたことになっているが、還付請求の記憶は無く、この還付により申立期間が国民年金未加入期間になっていることに納得ができない。保険料を納付したのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間については、申立人が被用者年金各法の被保険者等であることから、国民年金法(昭和60年改正前)第7条第2項第1号の規定により国民年金被保険者資格が昭和57年11月15日に取り消され、国民年金保険料が同年12月10日に還付された旨の記録が確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、申立人が申立期間において被用者年金各法の被保険者等であったことは確認できず、申立人は、申立期間当時に自営業を営んでいたと供述している。

また、申立人は、申立期間において既に厚生年金保険の受給資格を取得しているものの、国民年金法(昭和60年改正前)附則第6条の規定により、国民年金への任意加入は可能であり、申立期間の国民年金保険料を還付すべき理由は無かったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで

② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、A銀行かB銀行(いずれも現在は、C銀行)のD支店で納付書に現金を添えて納付していたので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 36 年4月から 60 歳到達までの国民年金加入期間について、 申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納 付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間については、それぞれ6か月、3か月と比較的短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録について、昭和 48 年度まで記録されている特殊台帳では 36 年度の 12 か月及び 37 年度の 3 か月を除き未納とされているところ、社会保険庁のオンライン記録では同期間が納付済みとされており、当該期間の保険料については、その後に特例納付されたと推認されるが、本来作成されるべき特例納付に係る特殊台帳が確認できず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年3月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から39年3月まで

② 昭和50年10月から51年3月まで

夫が厚生年金保険に加入していたので、国民年金は加入しなくてもよい ことも知っていたが、将来の自分のため昭和37年2月に任意加入した。

それ以後、夫の転勤に伴い何度も転居したが、その都度、転居先で手続をして納付していた。税金や保険料の納付を怠ったことは一度も無い。

申立期間①の未納は平成 20 年7月に年金記録照会票の封書で、申立期間②の未納は同年2月のねんきん特別便で知ったが、納付していないはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険に加入している昭和 37 年2月に国 民年金に任意加入し、同じ国民年金手帳記号番号で約 10 回の転居に伴う異 動の手続を適切に行っているとともに、国民年金加入期間について、申立 期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が 高かったものと考えられる。

また、申立期間については、それぞれ 11 か月、6 か月と比較的短期間であり、当該期間を除く約 31 年間にわたる国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから見て、当該期間についてのみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、A市役所及びB市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び 社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳において、申立人の資格 取得日を訂正している記録、未納期間を過年度納付に訂正している記録が 確認できる等、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がう かがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

福岡厚生年金 事案 992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年8月29日に、C社D支店における資格取得日に係る記録を38年12月11日に訂正し、標準報酬月額を36年8月及び同年9月は2万円、38年12月から39年7月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月29日から同年10月1日まで

② 昭和38年12月11日から39年8月1日まで

昭和 31 年4月にA社に入社したが、会社が自動二輪車等の製造販売を始めるため設立したC社に異動となった。

その後、転勤はあったが、定年まで、ずっとC社に勤務していた。

老齢年金を受け取る時になって、初めて申立期間の厚生年金保険被保険者記録が漏れていることを知った。

継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金 保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した申立人に係る在籍証明書等から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し(昭和 31 年4月1日にC社に入社しE所に勤務、33 年9月1日に同社本社に異動、35 年9月1日に同社本社から同社B支店に異動、38年9月1日に同社B支店から同社D支店に異動、40年11月1日に同社D支店から同社F支店に異動)、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務 所の記録から、昭和36年8月及び同年9月は2万円、38年12月から39年7 月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及 び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日(昭和20年10月1日)及び資格取得日(昭和24年2月11日)に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年10月から21年3月までは70円、同年4月から22年1月までは210円、同年2月から同年5月までは510円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは3,000円、24年1月は3,600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から24年2月11日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務 していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

終戦の3か月前に当該事業所に在籍したままで、軍に召集され国内で訓練を受けたが、終戦後は直ちに復職して勤務した。上司や同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る申立事業所の人事カード及び公共職業安定所が保管する雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭和18年2月17日に当該事業所の前身であるC社に入社以来、57年に定年退職するまでの間、継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人が当該事業所に勤務していた同僚として名前を挙げた者一人は、 申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、申立人と所属 部署及び仕事内容も同じであり、当該同僚の入社時には申立人は既に勤務して いた旨を供述している。 これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間の資格喪失時及び申立人とほぼ同年齢で仕事内容も同じであった上記の同僚の記録から、昭和20年10月から21年3月までは70円、同年4月から22年1月までは210円、同年2月から同年5月までは510円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは3,000円、24年1月は3,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 10 月から 24 年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月27日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月27日から同年8月3日まで 年金記録を照会したところ、昭和39年4月27日から勤務したA社にお

ける厚生年金保険被保険者資格取得日が同年8月3日となっていた。

A社が保管する「失業保険被保険者資格取得確認通知書」には資格取得日が昭和39年4月27日との記載があり、同日から勤務していたことは間違いない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る雇用保険(当時は、失業保険)の加入記録及び同僚の供述により、申立人が昭和39年4月27日から同社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚に聴取したところ、自身の入社時期について年月まで回答のあった5人については、全員が自身の記憶と同社における厚生年金保険被保険者資格取得月が一致しており、同社においては従業員の入社と同時に被保険者資格を取得させていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 39 年8

月の資格取得時の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 26 年 6 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年10月1日まで

② 昭和21年10月1日から22年3月1日まで

③ 昭和22年3月1日から23年6月1日まで

④ 昭和26年6月1日から同年7月1日まで

申立期間①については、昭和 21 年4月にA社に入社し、同日付けで同社 D出張所に勤務した。申立期間②については、同社E支店で、申立期間③ については、同社F出張所で勤務していた。申立期間④については、26 年 6月1日に本社から同社C支店に異動し勤務していた。

申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B社が提出した人事記録及び同僚の供述から、申立人は、昭和 21 年 4 月 に採用されたことが認められるとともに、申立人の雇用保険被保険者記録 により、22 年 11 月 1 日に雇用保険(当時は、失業保険)被保険者資格を取 得し、47 年 6 月 29 日に離職していることが確認できることから、すべての申立期間について、当該事業所に継続して勤務していることが確認できる。
- 2 申立期間④については、B社が提出した人事記録から、申立人が継続して A社に勤務し(昭和 26 年 6 月 1 日に同社本社から同社C支店に異動)、当

該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和 26 年7月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、給与から源泉控除した月に係る厚生年金保険料を社会保険庁に納付したと主張しているが、当時、同社が保険料の源泉控除額と納付額の総額を照合し、過不足なく保険料の控除及び納付を行っていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間①及び③については、社会保険事務所の記録によれば、A 社D出張所は昭和23年3月25日、同社F出張所は24年1月1日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所とされており、申立期間当時、これら事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、申立人が名前を挙げた申立期間①の同僚については、同社D出張所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった23年3月25日に、また、申立期間③の同僚については、同社F出張所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった24年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人は申立期間①及び③は厚生年金保険の被保険者ではなかったものと推認される。

また、申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。さらに、申立人は、「当時のE支店の従業員数は、200人から300人であった。」と述べているが、社会保険事務所が保管する同被保険者名簿では、A社E支店が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和20年3月1日から申立人が同社同支店に異動となった21年10月までの期間の健康保険の整理番号は31人しか付番されておらず、このことから、当該事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、申立人は 昭和 23 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している上、申立人は申立期間①、 ②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月13日から同年9月28日まで 昭和38年7月1日にB社に転籍するまで、A社で勤務した。入社時から、 出張命令で全国の現場で作業しており、首都圏の現場で作業を行った後、 次の出張命令地に行き、勤務を継続していたのは間違いなく、当時の事務 担当者が誤った手続をしたと思う。転籍するまで、給与の支払方法等につ いては変更が無く、保険料を控除されていたと思われるので、申立期間を 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書、同社が保管する職員経歴表に記載されている記録、及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 28 年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料等が確認できず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月31日から同年8月1日まで

② 昭和 45 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

A社に継続して勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険被保険者記録、A社本社における当時の 総務担当部長及び同社B支店における当時の社会保険担当者の供述等から 判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し(昭和 43 年8月1日にA 社本社から同社B支店に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことが認められる。 また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における 昭和 43 年6月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当であ る。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社本社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録、A社本社における当時の 総務担当部長及び同社B支店における当時の総務担当者の供述等から判断 すると、申立人が同事業所に継続して勤務し(昭和 45 年8月1日にA社B 支店から同社本社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 45 年6月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しな くなっており不明であるが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情 が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情 が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社C製作所における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和18年9月20日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月20日から19年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場において技能工として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和18年9月20日にA社C製作所から同社B工場に異動したが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民労務手帳により、申立人が申立期間においてA社B 工場に継続して勤務していたものと認められる。

なお、国民労務手帳は、国民労務手帳法(昭和 16 年法律第 48 号)第2条に基づき、製造業等の従事者に政府が発行するものであり、同法第9条に基づき、使用者及び国民労務手帳の交付を受けたる者は、必要なる事項を国民労務手帳に記載し之を国民職業指導所長に報告すべしとされている。

また、当該手帳の「就業ノ場所欄」の記録により、申立人は、昭和 18 年 9 月 19 日にA社C製作所を「解用」され、同年 9 月 20 日に同社B工場に「使用開始」されていることが確認でき、当該届出について国民職業指導所印が押されていることが確認できる。

さらに、当該手帳の「労働者年金保険関係事項欄」には、A社C製作所に 係る被保険者資格喪失日及び同社B工場に係る被保険者資格取得日は、昭和 18 年 9 月 20 日と記載されているほか、同手帳に記載されている標準報酬等級 及び当該標準報酬月額の改定年月日は、申立期間を除き、社会保険業務セン ターが保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致している。

加えて、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者 台帳では、A社C製作所及び同社B工場の被保険者記録は確認できるものの、 A社C製作所の申立人に係る労働者年金保険被保険者名簿は社会保険事務所に 保管されておらず、社会保険事務所が保管している同社B工場の健康保険厚生 年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない上、厚生年 金保険被保険者台帳では同社B工場における資格取得日は「19.6」と記載され ているのみで日付けの記載が無く、申立人に係る被保険者記録管理の不備がみ られる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C製作所における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日は、昭和18年9月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C製作所における昭和18年10月の社会保険業務センターの記録及び国民労務手帳の記録から、40円とすることが妥当である。

福岡厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格取得日に係る記録を昭和 28 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月20日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に入社 当初の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が提出した申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、B社が提出した社員台帳により、申立人と同日に入社したことが確認できる同僚は、申立人と同様に入社当初の昭和 28 年4月1日から同年5月15日までの期間において「講習生」とされているものの、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社では、「基本的に正社員の場合、入社当初から厚生年金保険 被保険者として厚生年金保険料を控除していることから、申立人の申立期間に おける保険料についても控除していたものと思われる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における 昭和 28 年5月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当であ る。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、B社は、当時の関係資料は保存されておらず不明であるとし ており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らか でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年ごろから 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年ごろから51年9月まで

申立期間中はA区に在住し、昭和 43 年ごろに、勤務先の店を前任の経営者から譲り受け自分で経営するようになってからは、国民年金保険料を国庫借入金の返済分及び国民健康保険料と併せて、毎月末に郵便局で欠かさず納付していた。よって申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年10月12日にA区で払い出されたことが確認でき、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、これ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 36 年4月から 39 年 12 月までの期間については特例 納付を行っているが、当該期間についての保険料額は、申立人が納付したと記憶している金額と一致しているとともに、申立期間については申立人自身も特例納付により納付したとは申し立てておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間は約 100 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、昭和 53 年度分の保険料を昭和 55 年 7 月に一括で過年度納付していることが確認でき、「店を経営するようになってからは、保険料は毎月定期的に納付していた。」との申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年1月まで

私の国民年金保険料は、毎月、会社の同僚が集金してA市役所に納付していた。私は国民年金手帳に検印してもらう形で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納になっているのは納得できない。

その当時の国民年金手帳は、次の手帳ができるから要らないと言われた ので、廃棄した。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月に払い出されたこと、及び申立人の国民年金手帳は同年4月22日に発行されたことが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、申立人は別の国民年金手帳を所持していたと主張するものの、A市に転入する前の居住地であるB市では国民年金に加入しなかったとの申立人の供述から、当該手帳はA市で発行したことになるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が勤務していたC社(昭和 39 年2月に新規適用事業所)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載され申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の国民年金加入状況を調査した結果、申立人が国民年金保険料を集金していたとする同僚(既に死亡)には国民年金の加入記録が無く、別の同僚には同社で厚生年金保険に加入する直前まで国民年金保険料を申請免除していることが確認でき、同社には申立期間当時に国民年金保険料の集金について記憶している職員は見当たらず、当該期間の国民年金保険料の納付を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人は昭和 36 年4月から会社の同僚の集金により国民年金保険料を納付したと申し立てているが、同社に勤務したのは、B市からA市に転居した 37 年6月ごろからとしており、申立人の供述には不自然な点が見られる。加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和 41 年 7 月、現在の A市 B 区役所で国民年金に加入し、48 年 3 月までは同区役所に国民年金保険料を納めていた。同年 4 月からは、口座振替の方法により、C銀行D支店の私名義の預金口座を通じ、A市に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年4月から口座振替の方法により国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市が国民年金保険料の口座振替制度を導入したのは同年 10 月からであり、申立期間については、口座振替の方法により国民年金保険料を収納することはできなかったと考えられる。

また、A市は、昭和 42 年 10 月から 49 年 9 月までの現年度納付の国民年金保険料を印紙検認方式及び納付書納付方式の併用により収納していたことが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳(昭和 46 年 4 月、E 県発行)によれば、申立期間直前の 48 年 4 月から同年 6 月までの印紙検認欄に国民年金保険料の納付を示す検認印が確認できないことから、申立人は、当該期間については、納付書納付の方法により金融機関を通じ、A市に国民年金保険料を納付していたものと考えられるが、申立人は、申立期間については、納付書納付の方法により国民年金保険料を納付したとは主張していない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年4月までの期間、45年8月から46年2月までの期間、同年8月から同年9月までの期間及び47年4月から48年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から44年4月まで

② 昭和45年8月から46年2月まで

③ 昭和46年8月及び同年9月

④ 昭和47年4月から48年7月まで

私は、独身時代の昭和 42 年ごろ、A町役場で国民年金の加入手続をし、保険料の請求が来る度に同役場に行き、納付書に現金を添えて納付していたことを憶えています。国民年金保険料は、最初の期間は数千円だったと思います。国民年金手帳は、現在持っている1冊のみ交付を受けました。独身時代の苦しい時の出費で私自身が役場に支払いに行ったことを憶えており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が婚姻した後の昭和 48 年8月に B県C市で任意加入により払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も 見当たらない上、申立人は、これまでに交付された国民年金手帳は、現在所持 している1冊のみであるとしているところ、同手帳に記載された国民年金手帳 記号番号は、同年8月に払い出されたものであることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間 ①及び②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であると ともに、申立人の婚姻後である申立期間④の昭和47年10月以降については、 申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対 象者とされることから、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は数千円だったと主張しているが、申立期間①の国民年金保険料を一括納付した場合の保険料額は申立人の主張する保険料納付金額と乖離している。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から58年3月まで

私の国民年金加入手続及び保険料納付は、私の母がやってくれていた。私の母は、会社勤めで経理事務を担当しており、支払うべきものは必ず納めていたので、国民年金保険料が未納であるはずが無い。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年1月に、A市が国民年金の未加入者に対して行った職権適用により払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、50 年1月から 56 年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、同年10月から 58 年3月までの期間は過年度納付以外の方法では納付することができない期間である。

また、A市の被保険者名簿により、国民年金手帳記号番号が払い出された 昭和58年度及び59年度に国民年金保険料の免除申請がなされ、その後追納さ れていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納めていたとする申立人の母親の記憶は曖昧である上、申立人及び申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年1月から 53 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から53年3月まで

私の父は医院を営んでおり、両親は国民年金に加入していた。申立期間当時、私は父の仕事を手伝っており、会社勤めはしていなかった。両親は「年金は年をとったときのお金をいただけるものなので、きちんと納めなければならない。」と話していたし、父は軍隊経験もあり、お国のために、お国が決めたことはきちんと守るべきという考えの人だった。母が私の国民年金保険料もちゃんと納めているので安心しなさいとはっきり言っていたし、区役所の集金人さんが自宅に集金に来ていたことを憶えているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっているということは考えられない。申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年4月に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、45 年1月から 50 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、51 年1月から 53 年3月までの期間は、集金人を通じて毎月納付することはできない期間である。

また、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は保険料納付に関与 しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに 申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当 たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から50年3月まで

私は、早くから家業を手伝っていたが、私が 20 歳の時に国民年金に加入 し国民年金保険料を納付していたと母から聞いていた。

また、私は昭和 51 年に結婚したが、私の妻の国民年金保険料が未納になっていたことから、私の母親が 52 年に妻の未納期間の保険料をまとめて納付しており、仮に私に未納期間があった場合は私の母親が保険料をまとめて納付しているはずである。

未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 3 月に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和 52 年に申立人の母親が申立人の妻の未納となっている国民年金保険料をすべて納付したと主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、56 年7月に払い出されたことが確認できるのみであり、申立人が特例納付したと主張する 52 年及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出された 56 年7月以降のいずれの期間も国民年金の特例納付実施時期ではない上、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録においても、申立人及びその妻が特例納付を行ったことを示す事跡は見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、さか のぼることが可能な昭和 54 年4月までを過年度納付しているのが確認でき、 申立人の母親が一括して納付したのはこの過年度納付分と考えられるとともに、 申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間に係る 国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から52年12月まで

昭和 52 年ごろ、社会保険事務所から未納の国民年金保険料を早急に納付しなければ年金が受給できなくなるとの納付勧奨の通知が来た。その時に示された納付に必要な国民年金保険料の金額は記憶しているが、金額的に都合がつかず、諦めようと思っていたところ、以前勤めていた会社の所長が、国民年金保険料を立て替えてやるので納付するよう言われ、借りて社会保険事務所へ行き保険料を支払った。社会保険事務所で保険料を受け取った方は、当時 50 歳くらいの眼鏡をかけた男性だったと記憶している。

なお、5年くらい前から社会保険事務所に出向き調査を依頼しているが、 そのまま現在に至っている。

申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の 国民年金手帳記号番号は昭和 55 年4月に払い出されていることが確認でき、 その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することがで きなかった期間である上、申立人が納付したと主張する 52 年ごろは特例納付 実施時期でなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが わせる事情も見当たらない。

また、当該手帳記号番号の払出時期は、第3回特例納付の実施時期であり、 A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する 特殊台帳により、昭和36年4月から同年12月までの期間及び申立期間直前の 42年11月から44年6月までの期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金 手帳記号番号が払い出された直後の55年6月に特例納付により一括納付され ていることが確認できる。

さらに、申立期間直後の昭和 53 年1月から 55 年3月までの国民年金保険料は、時効直前の同年4月から 56 年7月までの期間に数回に分けて過年度納付されており、これらの納付に必要な金額の総額と、上記の特例納付に必要な金額との合計金額は、申立人が納付したと主張する金額とほぼ一致する。一方、申立期間の国民年金保険料は、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等から、特例納付によってしか納付することができないが、当該特例納付に必要な保険料の額は、申立人が納付したと主張する金額と大きく相違する。

加えて、申立人が昭和 55 年4月から 56 年7月までに過年度納付及び特例納付した時点では、申立人の国民年金保険料の納付済期間及び 60 歳到達時までに納付可能期間を合わせた期間は 235 か月あるほか、厚生年金保険の加入期間も 77 か月あり、申立人の年金受給資格取得に必要な最低限の納付期間である 300 か月を満たすこととなることから、当該期間を満たすために不足する国民年金加入期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 1332

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から 62 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私の夫が、昭和 61 年に私の国民年金の第3号被保険者への種別変更手続のためA市役所B出張所に出向いた時に、担当の職員から「第3号被保険者でも更に保険料を納付すれば、受給時の年金額が増える。」と言われたので、納付書を 12 か月分作成してもらい、C銀行(現在は、D銀行) B支店で毎月納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したのに、納付済記録となっておらず、 第3号被保険者のままとされているのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年に国民年金第3号被保険者となった時に、その夫が市役所出張所に出向き、担当の職員から「第3号被保険者であっても、国民年金保険料を納付することができる。」旨の助言を受け、12 か月分の国民年金保険料の納付書の発行を受けたと主張しているところ、国民年金制度上、第3号被保険者において、その保険料の納付が可能であったとは考え難い上、申立人の夫が出向いたとする出張所において、申立期間当時、国民年金保険料の納付書の発行はできず、市役所本庁においても、その保有する電算システム上、第3号被保険者への国民年金保険料の納付書の発行はできなかったことが確認でき、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納 付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 1333

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年3月まで

申立期間当時、実家のA町(現在は、B市)で家業に従事していた。父は長きにわたって商工会の役員であり、納税協力組合を作り、また、年金加入の推進や町の世話役をしていた。私は、成人式のころに父から私の国民年金の加入について聞いていた。

申立期間当時、私と共に実家にいた姉二人は国民年金保険料が納付とされているのに、私一人が納付とされていないのは納得できない。父が納付しているはずであり、集金は当番制だったと父から聞いている。

先日、姉妹が揃ったとき、姉たちが、「父は年金の事は熱心で自分たちは 未納は1か月も無い。」と聞き、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月ごろに払い出されている上、その長姉及び次姉の国民年金手帳記号番号も同年10月ごろ及び44年2月ごろにそれぞれ払い出されており、申立人が20歳となった時期に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の長姉は、社会保険庁の被保険者記録によると、20歳に到達した昭和37年12月から38年10月までは国民年金に未加入となっており、直後の同年11月から45年3月までの期間は厚生年金保険被保険者であることが確認できる。一方、申立人の次姉については、社会保険事務所が保管する特殊台帳によると、20歳に到達した39年10月から41年12月までの国民年金保険料は、45年7月に一括で特例納付されていることが確認でき、直後の42年1月から任意加入した44年5月までの国民年金保険料は過年度納付されたも

のと推認され、当該期間につき申立人の次姉は、「婚家の義父が納付してくれた。」と供述しており、申立人の父親が申立期間について二人の姉の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする父親は既に死亡しているため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 1334

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年12月まで

昭和 49 年ごろ、区長さんとA市役所の職員から、国民年金に加入する必要があり、今なら国民年金保険料の一括納付ができると勧められ、国民年金の加入手続をし、それと同時に、未納とされていた国民年金保険料を同市役所で納付したはずである。納付書は使用せず、現金で妻の未納とされていた国民年金保険料と一緒に納付した。納付した金額は十数万円だったと思う。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは 納得できないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2月ごろA市において払い出されていることが確認でき、この時点では、申立 期間の大部分については、過年度納付及び特例納付によってのみ国民年金保険料の納付が可能な期間であるが、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立人が特例納付及び過年度納付をしたことを示す事情は見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを示す事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻の未納とされていた期間の保険料と一緒にA市役所でまとめて納付したと主張しているが、申立人の妻についても、申立期間と重複するほとんどの期間について未納とされており、特例納付をした場合に作成することとされている国民年金被保険者台帳は見当たらない上、申立人が納付したと記憶する国民年金保険料額は、申立人の申立期間及び妻の未納とされていた期間の国民年金保険料を納付した場合

の保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 1335

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの期間、59年4月から60年3月までの期間、61年6月から同年9月までの期間、62年1月から同年6月までの期間及び同年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年9月まで

② 昭和59年4月から60年3月まで

③ 昭和61年6月から同年9月まで

④ 昭和62年1月から同年6月まで

⑤ 昭和62年10月から63年3月まで

ねんきん特別便が送られて来たので確認したところ、私の国民年金保険料に未納があることが分かった。国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付しており、妻が納付済みとなっているのに私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月1日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間① の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していたと申し立てているものの、申立人の妻は昭和 57 年 3 月に 60 歳に到達

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を何度か遅れて納付したことがある旨供述しているところ、申立人に係る社会保険庁の記録により、昭和59年1月から申立人が65歳に到達する平成9年9月までの期間中に7回にわたって国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから判

しており、その後の国民年金保険料の納付は無く、申立内容と一致しない。

断すると、申立人に係る国民年金保険料の納付が遅れがちであったことがうかがわれ、申立期間②から⑤までについては、国民年金保険料の納付期限を過ぎたため未納となっている可能性が高いものと考えられる。

加えて、社会保険事務所及びA市B区役所のいずれもが、5回にわたる申立期間に係る国民年金保険料の収納事務のすべてを誤るとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 1336

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年8月から 45 年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から45年1月まで

勤めていた会社を退職してしばらく経ってから、回覧版で国民年金に加入するようにとの勧誘があり、加入した。手続は隣組の組長がやってくれたが、その後、A市役所から事務服を着た年配の女性が国民年金保険料の集金に来るようになり、その人に保険料を納付した。

昭和 43 年にB町(現在は、C市)に転居した直後に夫がD市に転勤となり、45 年2月、D市E区役所で国民年金の手続をしたところ、別番号で別の国民年金手帳が発行され、これでいいのかと不安に思った。

また、申立期間当時の国民年金手帳は、C市に戻った際、夫が破って捨て てしまい、今は持っていない。

A市に居住当時の国民年金保険料の納付記録が無いのはおかしいので調査 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 2月に払い出されていることが確認でき、申立人は任意加入被保険者であることから、加入時点をさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、国民年金保険料も納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料の納付方法について、A市は「申立期間当時、当市の職員が戸別訪問により国民年金保険料を集金していた事実は確認できない。」と回答している一方、D市E区は「当市の制度として、国民年金制度開始当初から平成 13 年まで、区の職員が国民年金保険料の外勤徴収をしてい

た。」と回答しており、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していた場合、2冊の国民年金手帳が必要となるところ、申立人は、申立期間当時、複数の手帳を所持していた記憶が無いとしていることなどを踏まえると、A市の職員に、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、複数の行政機関が申立人に係る国民年金の加入記録及び長期にわたる申立期間の保険料の納付記録のすべてを誤ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年2月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成3年3月まで

私は、A大学大学院に在学中の平成3年ごろの23歳の時にB市役所の支所において自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して同支所の窓口で支払った記憶がある。当時支払った保険料額などは憶えていないが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

学生は、国民年金制度上、平成3年4月1日から国民年金第1号被保険者 (強制加入被保険者)として取り扱うこととされたことに伴い、申立人は、A 大学大学院在学中の同年4月30日に国民年金に加入し、同年4月1日付けで 国民年金第1号被保険者資格(強制加入被保険者資格)を取得していることが B市が保管する国民年金被保険者名簿等により確認できる上、別の国民年金手 帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、 申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保 険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する申立人の記憶は不明確である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 38 年3月までの期間、46 年1月から同年3月までの期間、48 年4月から 50 年9月までの期間及び 51 年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで

② 昭和46年1月から同年3月まで

③ 昭和48年4月から50年9月まで

④ 昭和51年1月から同年12月まで

昭和 36 年当時は既に店を夫婦で経営しており、国民年金制度ができた当初から国民年金に加入し、年配の女性が毎月集金に来たので夫婦二人分の国民年金保険料をレジから現金を出して渡し、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていた。集金人は顔見知りではなかったので、市役所から来た人だと思う。店の経営は順調で収入も安定していて、国民年金保険料を納付できないような状況ではなかった。その後、時期は記憶していないが、途中から口座振替で国民年金保険料を納付した。

国民年金保険料はすべて納付したはずなのに申立期間が未納になっている のは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者 名簿により、申立人夫婦の納付済期間及び未納期間はほぼ一致していることが 確認でき、申立人夫婦は基本的に一緒に国民年金保険料の納付を行っていたと 考えられ、申立期間①、②及び③の全部並びに申立期間④の一部についても、 妻の国民年金保険料も未納とされている。

また、申立人は、国民年金に加入した当初はA市の集金人により国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、A市の資料によれば、A市に委

託集金人制度ができて印紙売捌を始めたのは申立期間①より後の昭和 38 年 5月からである上、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によ り、A市が第3回特例納付の実施期間内の54年8月23日に申立期間②、③ 及び④に係る国民年金保険料の納付書を発行した記録が確認でき、この時点 でA市は当該期間が未納であることを把握していたと考えられるところ、申 立人が当該期間の国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、同被保険者名簿の昭和49年度納付記録欄には納付の記載が無く、 その欄外に国民年金保険料の納付催告状を送付したことを示す「催告状発 送」印の押印記録が確認できる上、51 年度の申立人夫婦の納付記録について、 申立人の妻が 12 か月納付しているのに対して、申立人はそれより 9 か月少な い3か月の納付となっていることから、A市と社会保険事務所が 52 年度にこ の事実を確認したと推測される「52 照 B 社保」の押印記録が同被保険者名簿 の 51 年度納付記録欄外に確認でき、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を集 金人に納付していたとする申立人の主張を裏付けるものとは考えにくい。

加えて、社会保険庁のオンライン記録、特殊台帳及びA市が保管する国民 年金被保険者名簿のいずれにおいても、4回にわたる申立期間の国民年金保 険料の記録管理のすべてを誤るとは考えにくい。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料 が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 38 年3月までの期間、46 年1月から同年3月までの期間、48 年4月から 50 年9月までの期間及び 51 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで

② 昭和46年1月から同年3月まで

③ 昭和48年4月から50年9月まで

④ 昭和51年1月から同年3月まで

昭和 36 年当時は既に店を夫婦で経営しており、国民年金制度ができた当初から国民年金に加入し、年配の女性が毎月集金に来たので夫婦二人分の国民年金保険料をレジから現金を出して渡し、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていた。集金人は顔見知りではなかったので、市役所から来た人だと思う。店の経営は順調で収入も安定していて、国民年金保険料を納付できないような状況ではなかった。その後、時期は記憶していないが、途中から口座振替で国民年金保険料を納付した。

国民年金保険料はすべて納付したはずなのに申立期間が未納になっている のは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人夫婦の納付済期間及び未納期間はほぼ一致していることが確認でき、申立人夫婦は基本的に一緒に国民年金保険料の納付を行っていたと考えられ、申立期間①、②、③及び申立期間④についても、夫の国民年金保険料も未納とされている。

また、申立人は、国民年金に加入した当初はA市の集金人により国民年金 保険料を納付していたと申し立てているが、A市の資料によれば、A市に委 託集金人制度ができて印紙売捌を始めたのは申立期間①より後の昭和 38 年 5月からである上、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によ り、A市が第3回特例納付の実施期間内の54年8月23日に申立期間①、②、 ③及び④に係る国民年金保険料の納付書を発行した記録が確認でき、この時 点でA市は当該期間が未納であることを把握していたと考えられるところ、 申立人が当該期間の国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、同被保険者名簿の昭和 49 年度納付記録欄に納付の記載が無く、夫 の被保険者名簿の対応する年度の欄外に国民年金保険料の納付催告状を送付 したことを示す「催告状発送」印の押印記録が確認できる上、51 年度の申立 人夫婦の納付記録について、申立人が 12 か月納付しているのに対して、申立 人の夫はそれより9か月少ない3か月の納付となっていることから、Aと社 会保険事務所が52年度にこの事実を確認したと推測される「52照B社保」の 押印記録が夫の被保険者名簿の 51 年度納付記録欄外に確認でき、毎月、夫婦 二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張を裏付 けるものとは考えにくい。

加えて、社会保険庁のオンライン記録、特殊台帳及びA市が保管する国民 年金被保険者名簿のいずれにおいても、4回にわたる申立期間の国民年金保 険料の記録管理のすべてを誤るとは考えにくい。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料 が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 1340

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの期間及び同年5月から39年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年4月まで

② 昭和38年5月から39年12月まで

昭和 36 年ごろ、母若しくは私が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料をA市(現在は、A市B区) Cにあった市の事務所で納付していた。 私の国民年金保険料は、結婚前は母が、結婚後は私が納付していたが、個人で行ったり、町内で集金することもあった。

そのほか詳細な納付状況については、はっきりと憶えていないが、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄で証明されており、申立期間は確実に納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金欄には、「初めて上記被保険者となった日昭和42年12月12日」の記載があり、昭和42年12月以降は、国民年金印紙検認記録により納付していたことが確認できるが、申立人が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後に申立人が任意加入した昭和 42 年 12 月に払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間に係

る保険料の納付方法等についての申立人の記憶は明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月18日から27年10月1日まで

A社(現在は、B社) C炭砿において、運搬機の操作等を業務として勤務していた。

昭和 30 年の労使交渉(月日不詳)により、当該交渉日以後の期間及び当該交渉日以前の3年間について第3種被保険者(坑内作業員)として認められたが、さらに以前の申立期間についても第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社C炭砿の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた同僚二人が、申立人が従事していたと主張する業務については坑内作業員と坑外作業員の双方が存在していたと供述していること、及びうち一人の同僚が満 18 歳以上の坑外作業員の多数が希望して坑内作業に従事していた旨を供述していること(申立人は被保険者資格取得時点で既に21 歳)から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において坑内作業に従事していた可能性が認められる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、申立人については、昭和 22 年 6 月 18 日第 1 種被保険者(坑外作業員)資格取得、27 年 10 月 1 日第 3 種被保険者 (坑内作業員)資格取得と記録されており、申立人が申立期間において第 3 種 被保険者であったとする被保険者記録は確認できない。

また、上記被保険者名簿から名前が確認できた同僚二人のうち一人は、申立期間とほぼ同期間において坑内作業に従事していたと供述しているが、同名簿では、当該期間は第1種被保険者(坑外作業員)期間と記録されており、また、残る同僚の一人は、申立期間のうち、約3年間は坑内作業に従事していた

期間であり、残りの期間は坑内作業と坑外作業の両方を行っていた記憶がある旨を供述しているところ、上記被保険者名簿によれば、当該期間は第1種被保険者(坑外作業員)期間と記録されている上、両人について第3種被保険者(坑内作業員)期間と記録されているのは、申立人と同じ昭和27年10月1日からとなっていることが確認でき、このことは、申立人及び同僚が、労使交渉により遡及して認められることとなったと供述している時期と符合する。

さらに、B社からは、当時の資料は残されておらず、当時の事情は分からないとの回答しか得られず、申立人が申立期間において坑内作業に従事していた期間及び事業主による第3種被保険者としての厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、被保険者資格取得後、坑内作業員及び坑外作業員の双方の勤務を3か月交代で経験していると供述しており、申立期間のすべてにおいて坑内作業に従事していた事実はうかがえない上、申立期間において第1種被保険者として厚生年金保険料が控除されていたと記憶していると供述している。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月9日から50年8月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(厚生年金保険の適用事業所名は、B社C施設)で働いたときの加入月数が足りないことが分かった。同社C施設がオープンしたころから働き始め、約2年間働いたにもかかわらず、4か月しか加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社C施設の健康保険厚生年金保険被保険者原 票では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 48 年9月9日と記 録されている上、申立期間中の同年 10 月3日付けで「証返納済」の記録が確 認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立人の同事業所における雇用保険の被保険者期間は、B社C施設が厚生年金保険の適用事業所となる前までのB社における厚生年金保険被保険者期間と、適用事業所となった以降の同社同施設における同被保険者期間を合算した期間と符合している上、申立期間の始期の翌日から、申立人が同施設の次に厚生年金保険被保険者資格を取得しているD社における雇用保険被保険者記録が確認できる。

さらに、B社C施設及び申立人が同施設の次に厚生年金保険被保険者資格を取得しているD社の事業主は、いずれも、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立期間前後にB社C施設における厚生年金保険被保険者記録を 有している者 10 人から聴取しても、いずれも申立人のことを記憶していない など、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年ごろから58年2月7日まで

(A社)

② 昭和60年2月7日から同年12月1日まで

(B社)

A社には昭和 56 年ごろから勤めていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入は 58 年2月からとなっており、また、B社には2年以上は勤めていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が4か月になっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和58年2月7日、同喪失日は59年6月30日とされており、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る記録は、公共職業安定所の記録による申立人の雇用保険被保険者記録と符合する。

また、A社は、「当時の記録を保管していない。」と回答している上、申立人は同僚の名前を一人も記憶しておらず、上記被保険者名簿から名前を確認できた同僚の一人から、「申立人のことは記憶している。1年以上は勤務していたと思う。」との供述は得られたものの、当該同僚及び申立期間当時から在籍している現在の取締役から聴取しても、厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られないため、人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和59年10月1日、同喪失日は60年2月7日とされており、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る記録は、公共職業安定所の記録による申立人の雇用保険被保険者記録と符合する。

また、社会保険事務所の記録では、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は同僚二人の名字を挙げているものの、そのうちの一人は 上記名簿では当該名字を確認できず、上記名簿で名字が確認できた一人に ついても、連絡先が不明のため供述を得ることができない上、上記名簿に より名前が確認できた複数の従業員のうち、申立期間当時の給与事務担当 者から「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間は分から ない。社会保険と失業保険の事務手続は適正に行っていた。」との供述は 得られたものの、これ以外に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年 金保険の適用に関する有力な供述は得られない。

3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間①は国民年金保険料の納付済期間、申立期間②は同保険料の法定免除期間となっていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月10日から25年12月31日まで 社会保険事務所に年金記録の照会を行ったところ、A社B出張所で昭和 23年10月10日から現場雇用の従業員として採用されて勤務した期間のう ち、26年1月1日以降の加入記録しか確認できなかったので、申立期間を 厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店における雇用保険被保険者記録並びに同社事務センターが提出した退職証明書及び社員名簿における昭和23年10月10日から31年7月31日までは「現場雇員」、同年8月1日から32年7月31日までは「試職」、同年8月1日から53年3月31日までは「正社員」との記載により、申立期間のすべてを含む23年10月10日から53年3月31日までの間、申立人が同社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については昭和 26 年1月1日被保険者資格取得と記録されており、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A社からは、「当時の賃金台帳、出勤簿、厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失届は、社内文書保存年限を経過しているため、保管していない。」との回答が得られている上、事務担当者からは、「当時の担当者はいないが、現場雇用の従業員は、基本的には本採用(試職)になってから厚生年金保険の加入手続を行っていたと思われ、加入させるか否かの判断は現場の責任者に任せていたのでないか。」との供述が得られている。

さらに、申立人と同様に現場雇員として採用された同僚二人(ただし、両 人とも申立人と異なる職務内容であり、うち一人は申立人が名前を挙げた同 僚)は、「本採用になってから厚生年金保険被保険者になった。」と供述しており、両人が記憶する入社の時期と社会保険事務所が保管する被保険者記録照会票による厚生年金保険被保険者資格の取得時期とは、それぞれ、3年4か月、4年程度の相違が確認できることから、当該事業所では、現場雇員で採用した従業員については、採用と同時に厚生年金保険への加入手続を行っていなかった事情がうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月から28年3月まで

② 昭和29年4月から31年2月まで

③ 昭和31年3月から32年9月まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社において働いたが、これらの3か所の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、事業主の連絡先も確認できず、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡していることから、申立人が当該事業所で勤務していた事実について確認することができない。

2 申立期間②については、B社の業務内容と申立人が従事していた業務内容 の供述に整合性があることから、申立人が当該事業所に勤務していたもの と推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生 年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、 同名簿において申立期間における健康保険の番号に欠番が無いことから、 申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同

僚は、申立人についての記憶が無いと供述している上、当該事業所は昭和 33 年3月に解散していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び 事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

3 申立期間③については、申立人が名前を挙げた同僚の供述から申立人がC 社に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、申立人は当該事業所に昭和 32 年9月ごろまで勤務していたと供述しているが、当該事業所は、同年9月1日から厚生年金保険の適用事業所とされており、申立期間のうち同日前までは厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた先輩(故人)も、健康保険厚生年金保険被 保険者名簿では、被保険者記録が無い。

4 すべての申立期間について、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年4月2日まで

社会保険事務所の記録では、私が昭和 47 年 10 月から 48 年 5 月にかけて 勤務した A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、入社の約半 年後からとなっている。確かに在籍していたので、申立期間について被保 険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録は、昭和 47 年 10 月 5 日から 48 年 3 月 20 日までの期間及び同年 4 月 2 日から同年 5 月 15 日までの期間において確認できることから、申立人が申立期間について A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和48年4月2日となっており、その前の期間に申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠落は認められない。

また、申立人の供述では、申立人より前に入社し、申立人の退職時もまだ 在籍していたと申立人が名前を挙げた同僚は、申立人の厚生年金保険被保険者 資格喪失後の昭和 48 年8月2日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資 格を取得している上、別の同僚は、同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資 格取得日は入社してから3か月後になっていると供述している。このことにつ いて、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、 当時の事業主は既に死亡していることから、当時の取扱いについて確認するこ とはできないものの、同事業所では、従業員を必ずしも入社当初から厚生年金 保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持して おらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から26年4月26日まで

② 昭和28年9月1日から30年2月1日まで

③ 昭和33年5月1日から35年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申 立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

昭和24年8月1日から28年8月18日までA社に勤務していたが、申立期間①の被保険者記録が無い。

昭和 28 年 9 月 1 日から 30 年 12 月 31 日までB社に勤務していたが、申立期間②の被保険者記録が無い。

昭和 33 年5月1日から 35 年1月1日までC社に勤務していたが、この申立期間③の被保険者記録が無い。

申立期間については勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係るA社の事業を承継したD社は、申立期間当時の資料(人事記録、賃金台帳等)を保存しておらず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は昭和26年4月26日と記録されており、申立期間①において同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人の妻は名前を知っている同僚は全員死亡しており、当時のこ

とを知っているものはいないと供述している上、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当時の同僚に聞き取りを試みたが、ほとんどが死亡若しくは住所が不明であり、連絡先が判明した一人の同僚は、申立人の名前は記憶していない旨の供述をしている。

2 申立期間②に係るB社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 当時の事業主は不明であることから、申立人の給与から厚生年金保険料が 控除されていたことを確認できる資料(人事記録、賃金台帳等)を得るこ とができない上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険 被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は昭和30年2月1日と記録さ れており、申立期間②において同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。 また、申立人の妻は名前を知っている同僚は全員死亡していると供述して いる上、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名 簿から当時の同僚に聞取りを試みたが、ほとんどが死亡若しくは住所が不 明であり、連絡先が判明した同僚は二人のみであった。

そのうちの一人は高齢のために聞き取りをすることができず、他の一人は 申立人の名前を記憶していない旨の供述をしている。

3 申立期間③に係るC社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 39 年7 月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所の法人としての設立は昭和37年4月17日であり、申立期間は、設立以前の期間であり、当該事業所では資料も無く、申立人の名前についても記憶に無いと回答している。

さらに、申立人の妻は、申立人が勤務していた事業所名や勤務期間についても正確な記憶や記録によるものではないとしている。

4 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当らない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月16日から38年4月17日まで 社会保険事務所の記録では、A社B支店における厚生年金保険の被保険者 期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

退職時に脱退手当金の請求手続を行ったが、受取先住所を転居先の新住所としたものの、受取人氏名を旧姓のままにしていたため、支払通知書は届いていない。当時、社会保険事務所に問い合わせたところ、A社C支店で支払われているとの回答があり、同支店に問い合わせたが、誰が受け取ったか確認できなかった。脱退手当金を受給していないのは間違いないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店において申立人の厚生年金保険被保険者 資格喪失日である昭和38年4月17日の前後1年以内に資格喪失し、かつ、脱 退手当金の支給要件を満たしている女性22人について脱退手当金の支給記録 を確認したところ、19人に支給記録が確認でき、そのうち15人は資格喪失後、 6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人 についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いも のと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月15日から38年12月7日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の経営 がB社に移った際、同社に移籍し事務員として勤務していた申立期間にお ける厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、給与計算を担当しており、事業主及び同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、申立人が同事業所に勤務していた同僚として名前を挙げた者は、「申立人に係る記憶は無く、私はA社の残務整理のために採用され、整理完了後、B社に移籍した事実は無い。」と供述しており、当時、同事業所に勤務していた従業員一人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。さらに、申立人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、当時の従業員約30人は、B社において雇用され、同社において厚生年金保険の適用を受けていたと思う。」と供述しているが、社会保険事務所の記

録によれば、申立期間当時、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者資

格を取得している同僚は、二人のみしか確認することができず、当該同僚二人は、A社における被保険者資格を喪失した数か月後にB社における被保険者資格を取得しており、それぞれの被保険者資格取得日も昭和 38 年2月5日、同年8月1日と異なっている。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。